

■点検整備方式

新車時無料点検

点検整備項目			新車時 1か月点検	新車時 6か月点検	備考
点検箇所	点検項目				
かじ取り 装置	ギヤ・ボックス	油漏れ	○		
制動装置	ブレーキ・ペダル	遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	
		ブレーキの効き具合		○	
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	○	○	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	○		
	リザーバ・タンク	液量	○	○	
走行装置	ホイール	タイヤの空気圧		○	
		タイヤの亀裂及び損傷		○	
		タイヤの溝の深さ		○	
		タイヤの異状な摩耗		○	
動力伝達装置	トランスアクスル／デファレンシャル	油漏れ	○		
電気装置	バッテリー	液量(比重含む)		○	「完全密閉式」「動力用 主電池」「サババッテリー」は点検不要

点 検 整 備 項 目			新車時 1 か月点検	新車時 6 か月点検	備考
点検箇所		点検項目			
原 動 機	本体	かかり具合及び異音		○	
		低速及び加速の状態	○	○	
灯火装置及び方向指示器		点灯又は点滅具合、汚れ及び損傷		○	
警音器、窓ふき器 洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置		ウインド・ウォッシャの液量及び噴射状態 ワイパーの払拭状態		○	
室内ウォーニングランプ		ランプの作用		○	
シートベルト		前席シートベルトの損傷・ねじれ		○	
下廻り点検		損傷、オイル漏れなど		○	

点検整備方式(点検整備時期) 法定項目

全3頁中1頁

●:法定項目、○:メーカー指定項目(◇:シビアコンディション時)、◆:距離項目を示す。

点 検 整 備 項 目			点検整備時期				備考	
			自家用 乗用車等					
点検箇所	点 検 項 目		日 常 点 検	6 月 ご と	1 年 ご と	2 年 ご と		
かし取り装置	ハンドル	操作具合				●		
	ギヤ・ボックス	取付けの緩み			◇	◆		
	ロッド及びアーム類	緩み、がた及び損傷 ボール・ジョイントのダストブーツの亀裂及び損傷			◇	●		
	かし取り車輪	ホイール・アライメント				◆		
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷			●	●	「電動式」「ギヤ駆動式」「電動非油圧式」は点検不要	
		油漏れ及び油量				●	「電動非油圧式」は点検不要	
		取付けの緩み					◆	
制動装置	ブレーキ・ペダル	遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間			●	●		
		踏みしろ及び効き具合	●					
		ブレーキの効き具合			●	●		
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	●		●	●	「モータンキャリパ」式電動パーキングブレーキは点検不要	
		ブレーキの効き具合			●	●		
	ホース及びパイプ リザーバ・タンク	漏れ、損傷及び取付状態 液量		◇	●	●		
	マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	液漏れ			●	●		
		機能、摩耗及び損傷					●	
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間			◆	◆		
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗		◇		◆	◆	
		ドラムの摩耗及び損傷			◇		●	
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間				◆	◆	
		パッドの摩耗		◇		◆	◆	
	ディスクの摩耗及び損傷			◇	●			

点 検 整 備 項 目			点検整備時期				備考
			自家用 乗用車等				
点検箇所		点 検 項 目	日 常 点 検	6 月 ご と	1 年 ご と	2 年 ご と	
走行装置	ホイール	タイヤの状態			◆	◆	
		タイヤの空気圧	●				
		タイヤの亀裂及び損傷	●				
		タイヤの溝の深さ	●				
		タイヤの異状な摩耗	●				
		ホイールナット及びホイールボルトの緩み			◆	◆	
		フロント・ホイール・ハブアライメントのがた				◆	
	リア・ホイール・ハブアライメントのがた				◆		
緩衝装置	取付部及び連結部	緩み、がた及び損傷			◇	●	
	ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷				●	

(注) シビアコンディション項目とは、自動車の使用状況が厳しい場合に行うメーカーが定める点検項目を示す。

●:法定項目、○:メーカー指定項目(◇:シビアコンディション時)、◆:距離項目を示す。

点 検 整 備 項 目			点検整備時期				備考	
			自家用 乗用車等					
点検箇所		点 検 項 目	日 常 点 検	6 月 ご と	1 年 ご と	2 年 ご と		
動力伝達装置	クラッチ	ハゲルの遊び及び切れたときの床板とのすき間			●	●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	
	トランスミッション及びトランスファ	油漏れ及び油量			◆	◆	「パルサー」が無い方式の自動変速機」は、油漏れ点検にて油量点検を代用 電気自動車、燃料電池自動車のトランスアクスルを含む	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み 自在継手部のダストブーツの亀裂及び損傷			◆	◆	「継手部一体型ドライブシャフト」は点検不要	
				◇		●		
	デフアレシヤル	油漏れ及び油量				◆		
電気装置	点火装置	点火プラグの状態			◆	◆	「白金プラグ」「イリウムプラグ」「ディーゼル車」「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	
		点火時期				●	●	「無調整式」「ディーゼル車」「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
		ディストリビュータのキャップの状態					●	●
	バッテリー	液量	●					「完全密閉式」「動力用 主電池」「サブバッテリー」は点検不要
		ターミナル部の接続状態					●	●
	電気配線	接続部の緩み及び損傷					●	「動力用 主電池」は点検不要

点 検 整 備 項 目		点検整備時期				備考	
		自家用 乗用車等					
点検箇所		日 常 点 検	6 月 ご と	1 年 ご と	2 年 ご と		
原 動 機	本体	かかり具合及び異音	●				
		低速及び加速の状態	●				
		排気の状態			●	●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
		エア・クリーナ・エレメントの状態		◇	◆	◆	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
	潤滑装置	油漏れ			●	●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
		オイルの量	●				「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
	燃料装置	燃料漏れ			◇	●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
	冷却装置	水量	●				「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
		ファン・ベルトの緩み及び損傷			●	●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
		水漏れ			●	●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要

(注) シビアコンディション項目とは、自動車の使用状況が厳しい場合に行うメーカーが定める点検項目を示す。

●:法定項目、○:メーカー指定項目(◇:シビアコンディション時)、◆:距離項目を示す。

点 検 整 備 項 目			点検整備時期				備考
			自家用 乗用車等				
点検箇所	点 検 項 目	日 常 点 検	6 月 ご と	1 年 ご と	2 年 ご と		
プロパイガス還元装置	メーターリング・バルブの状態				●	「ディーゼル車」「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	
	配管の損傷				●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	
燃料蒸発ガス 排出抑止装置	配管等の損傷				●	「ディーゼル車」「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	
	チャコールキャニスタの詰まり及び損傷				●	「燃料タンク内に設置のチェック・バルブ方式チャコールキャニスタ」はチェック・バルブの機能点検により損傷点検を代用 「燃料タンク外に設置のチェック・バルブ方式チャコールキャニスタ」は目視による損傷点検又はチェック・バルブの機能点検により損傷点検を代用 「ディーゼル車」「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要 「燃料タンク外に設置のORVR（オボート・リフューリング・ベーパーリカバリ）方式チャコールキャニスタ」は目視による損傷点検又は詰まり点検で損傷点検を代用	
	チェック・バルブの機能				●	「ディーゼル車」「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要 「燃料タンク外に設置のORVR（オボート・リフューリング・ベーパーリカバリ）方式チャコールキャニスタ」は点検不要	
	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷					●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
一酸化炭素等 発散防止装置	二次空気供給装置の機能				●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	
	排気ガス再循環装置の機能				●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	
	減速時排気ガス減少装置の機能				●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	
	配管の損傷及び取付状態				●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要	

点 検 整 備 項 目		点検整備時期				備考
		自家用 乗用車等				
点検箇所	点 検 項 目	日 常 点 検	6 月 ご と	1 年 ご と	2 年 ご と	
灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合、汚れ及び損傷	●				
警音器、窓ふき器	ウインド・ウォッシャの液量及び噴射状態	●				
洗浄液噴射装置、デフロスタ及び施錠装置	ワイパーの払拭状態	●				
イクゾーストパイプ及びマフ	取付けの緩み及び損傷		◇	◆	◆	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
	マフラの機能				●	「電気自動車」「燃料電池自動車」は点検不要
車枠及び車体	緩み及び損傷				●	
その他	車載式故障診断装置の診断の結果			●	●	
運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと	●				

(注) シビアコンディション項目とは、自動車の使用状況が厳しい場合に行うメーカーが定める点検項目を示す。

点検整備方式(交換時期)

全1頁中1頁

定期交換部品項目	交換時期		備考
	年毎交換 単位:年	走行和 毎交換 単位:千km	
ブレーキホース交換	15	200	
ブレーキフルード交換	2〔3〕		
EVTランスアックスフルード交換		「100」	
デファレンシャルオイル交換		「100」	EVTランスアックスルと一体のため、EVTランスアックスルの項で実施

(注) 1. 「 」は点検整備交換時期を示す。

2. 〔 〕は初回の交換時期を示す。

シビアコンディション時の条件

シビアコンディション時の条件	
A	悪路(凸凹路、砂利道、雪道、未舗装路)
B	走行距離が多い
C	山道、登降坂路の頻繁な走行

■ 点検整備方式(点検整備時期)

点検整備項目			シビアコンディション時の条件
点検箇所		点検項目	
かじ取り 装置	ギヤ・ボックス	取付けの緩み	◇条件A、B、C
	ロッド及びアーム類	ボールジョイントのダストブーツの亀裂及び損傷	◇条件A、B、C
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	◇条件A、B、C
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	シューの摺動部分及びライニングの摩耗	◇条件A、B、C
		ドラムの摩耗及び損傷	◇条件A、B、C
	ブレーキ・ディスク及びパッド	パッドの摩耗	◇条件A、B、C
		ディスクの摩耗及び損傷	◇条件A、B、C
緩衝装置	取付部及び連結部	緩み、がた及び損傷	◇条件A、B、C
動力伝達装置	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷	◇条件A、B、C (ドライブシャフト)
原動機	本体	エア・クリーナ・エレメントの状態	◇条件A、B、C
	燃料装置	燃料漏れ	◇条件A、B、C
	エグゾーストパイプ及びマフラ	取付けの緩み及び損傷	◇条件A、B、C

■ 点検整備方式(交換時期)

定期交換部品項目	シビアコンディション時の条件
EVTランスアックスフルード交換	「 」条件A、C
デファレンシャルオイル交換	「 」条件A、C